

一般財団法人P Vリボン協会 準会員規約

(目的)

第1条 この規約（以下、本規約という）は、一般財団法人P Vリボン協会（以下、本会という）の設置する準会員について必要な事項を定め、事業活動の推進に資することを目的とする。

(資格)

第2条 準会員の資格を有する者は、本会の主旨に賛同し、本会の活動の円滑な実施に協力しようとする法人ならびに個人とする。

(準会員に対する事業)

第3条 本会は第1条の目的を達成するため、準会員に対し、以下の事業を行う。

- (1) 本会が作成又は発行する資料等の提供
- (2) 本会が主催する講習または情報誌等による情報の提供
- (3) 本会の告知媒体における、準会員の情報発信の取次
- (4) その他第1条の目的を達成するために必要な事業

(守秘義務)

第4条 準会員は、本会の許可を得ずに、会員として知り得た本会の非公開情報等を会員期間はもとより資格喪失後も公開または使用することはできない。

(禁止事項)

第5条 準会員は、以下に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 会員情報など本法人へ虚偽の申請を行う行為
- (2) 他の会員、第三者もしくは本会の財産及びプライバシーを侵害する行為、不利益や損害等を与える行為またはそれらの恐れがある行為
- (3) 本会の許可なくロゴマーク、印刷物などを転用する行為
- (4) その他、本会の理事会が不適切と判断する行為

(加入)

第6条 準会員として入会しようとする法人ならびに個人は、入会申込書を本会事務局に提出することで加入するものとする。

- 2 入会申込時の届出事項に虚偽があった場合は、入会申込を受理しないことがある。

(年会費)

第7条 準会員の入会金及び年会費は、原則として無料とする。

(退会)

第8条 準会員はあらかじめ本会に届出て退会することができる。

(会員資格の喪失)

第9条 本会は、会員が次の各号に該当する場合、当該会員の入会を取り消すことができるものとする。またこの場合、当該会員は即座に会員資格を喪失するものとする。

- (1) 本会の事業を妨げ又は妨げようとした場合
- (2) 故意又は重大な過失により、本会の信用を失わせる行為をした場合
- (3) 本規約に違反する行為を行った場合
- (4) 当会が会員として不相当と判断した場合
- (5) 犯罪その他の信用を失う行為をした場合

(その他)

第10条 準会員について本規約に定めのない事項は理事会で決する。

付則

※ 本細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。